平成２４年（フ）第２７９２号
東京都新宿区西新宿５丁目10－３　フューチュア２－Ｄ
債務者　小原　英樹
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２７９３号
東京都葛飾区東水元１丁目13―10―302
債務者　後藤　光弘
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６９０号
東京都小金井市東町１丁目８番18号
債務者　福田　景子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
静岡市駿河区国吉田５丁目16番９号　メゾンエスポワール２Ｆ201号室、旧住所静岡県牧之原市大江1704番地３
債務者　中村　人美
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６５号
静岡県焼津市八楠４丁目18番地の14　フレグラントＢ202号、旧住所静岡県藤枝市西方1022番地
債務者　松下加代子（旧姓生田）
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１８号
沖縄県宜野湾市志真志３丁目８番13―312号ハイム琉大前
債務者　渡嘉敷真一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２２号
沖縄県中頭郡中城村字南上原626番地　第２富島アパート205号
債務者　吉田　裕毅
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２５号
沖縄県沖縄市上地３丁目19番28号　ＳＫマンション202
債務者　平識　美雪
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第３４号
北海道河西郡芽室町西１条南４丁目２番地27
債務者　田中　秀治
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第４８号
北海道帯広市西19条南３丁目41番７号　リバーサイド193―１Ｆ１号
債務者　秋澤　謙一
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５３号
北海道帯広市西１条南１丁目９番地２　佐久間ハイツ１Ｆ２号室
債務者　谷　　久子
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第５５号
北海道帯広市西７条南14丁目２番地６　グリーンゲーブルズ202号室
債務者　武田　　強
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月24日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
東京都清瀬市中里１丁目715番地１ホワイトハイツ201号
債務者　大黒　　隆
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６０号
静岡県磐田市藤上原395番地
債務者　片桐　寿秋
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６７０号
東京都世田谷区南烏山４丁目13－３－502
債務者　大竹　祥智
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部